

千刑電発第278号
平成28年10月31日

矯正局長
殿
東京矯正管区長

千葉刑務所長

自殺事故報告

事故の概要	<p>平成28年8月27日午前11時18分頃、当所(以下「同所」という。)において、同棟勤務職員が居室を巡回視察していた際、事故者が、 [redacted] い首自殺を図っているのを勤務職員が発見したため、同時19分、非常ベル通報し、駆けつけた職員により直ちに救命措置を講じるとともに、同時24分、119番通報により救急車の出動を要請し、[redacted] に救急搬送したが、同年9月7日午前3時55分、同病院医師により死亡が確認された。 なお、事故者の最終生存確認は、同年8月27日午前11時3分頃であり、事故者が[redacted] のを勤務職員が確認している。</p>	
	事故の状況	<p>1 発生年月日 平成28年8月27日 2 発見時刻 午前11時18分頃 3 場所 [redacted] (単独室) 4 方法 [redacted] [redacted]、い首したもの。 5 経緯 (1) 同日午前11時18分頃、[redacted] 巡回勤務中の職員が、[redacted] を視察したところ、事故者が[redacted] [redacted]、不審に思い注視した。 (2) すると、事故者が、[redacted] [redacted] のを現認したため、同時19分、同職員が処遇部門に非常ベル通報した。 (3) 同通報により職員が同所に急行し、同時20</p>

	<p>6 使用器具</p> <p>7 逮捕制圧等の状況</p> <p>8 事故による犯罪</p> <p>9 その他</p>	<p>分頃、同居室扉を開扉して事故者に呼びかけたものの反応はなく、職員が [REDACTED] [REDACTED] 事故者を同室内に仰がさせ、直ちに心臓マッサージ及び人工呼吸を開始した。</p> <p>(4) 同時25分、事故者にAEDを装着した [REDACTED] [REDACTED]。</p> <p>(5) 同時34分、救急隊員が同室に到着し、同時49分、 [REDACTED] に向け救急搬送を開始した。</p> <p>(6) 同時53分頃、事故者が同病院に到着し、同病院における救命措置により [REDACTED] [REDACTED]。</p> <p>(7) 同日午後零時31分、 [REDACTED] [REDACTED]。</p> <p>(8) 同時45分、千葉地方検察庁に本件の発生について通報した。</p> <p>(9) 同時55分、千葉県警察千葉東警察署に本件の発生について通報した。</p> <p>(10) 同日午後1時38分、千葉地方裁判所に本件の発生について通報した。</p> <p>(11) 同日午後2時35分頃、 [REDACTED] [REDACTED] に電話連絡し、本件の発生について電話連絡した。</p> <p>(12) 同月30日午後1時30分頃、同病院医師から、 [REDACTED] [REDACTED] であるとの所見が示された。</p> <p>(13) 同日午後5時頃、千葉地方検察庁から当所宛てに、 [REDACTED] [REDACTED] 旨の電話連絡があった。</p> <p>(14) 同日午後6時45分、同検察庁検察官から釈放指揮がなされたことから、同日午後8時16分、事故者を釈放した。</p> <p>(15) 同年9月7日午前3時55分、同病院において事故者の死亡が確認された。</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED] に</p>
--	---	---

		<p>において、事故者の司法検視が実施された。</p> <p>なお、死因は [REDACTED]、手段及び状況は「刑務所内で [REDACTED] 縊首」と検案された。</p>
事故者	<p>1 事故者の種別</p> <p>2 身分</p> <p>3 氏名</p> <p>4 生年月日</p> <p>5 事件名</p> <p>6 刑名・刑期</p> <p>7 入所日</p> <p>8 刑の終了日</p> <p>9 犯数</p> <p>10 制限区分及び優遇区分</p> <p>11 所内における行状</p> <p>12 本籍</p> <p>13 住所</p> <p>14 要注意者等の指定の有無</p>	<p>自殺未遂者</p> <p>刑事被告人</p> <p>[REDACTED]</p> <p>該当事項なし</p> <p>[REDACTED]</p> <p>該当事項なし</p> <p>[REDACTED]</p> <p>該当事項なし</p> <p>[REDACTED]</p>
職員の状況	<p>1 配置及び勤務状況</p> <p>2 監督方法</p> <p>3 職責処理の状況</p>	<p>本事案発生時、 [REDACTED] 勤務職員は [REDACTED] で、20分に1回以上の間隔で巡回勤務を実施しており、同11時3分及び同時18分頃、事故者居室を巡回視察している。</p> <p>なお、休日の勤務体制は、監督当直者1名、副監督当直者 [REDACTED] 事務当直者1名、 [REDACTED] (保安班長 [REDACTED] を含む。) [REDACTED] の配置であった。</p> <p>監督当直者、副監督当直者及び保安班長が適宜巡回していた。</p> <p>該当事項なし</p>
事態収拾の措置	<p>1 職員の非常招集</p> <p>2 非常配置箇所数、時間及び人員</p> <p>3 管区機動警備隊出動の有無、出動した場合にはその活動状況</p> <p>4 警察官署への依頼</p>	<p>関係職員13名に対し、非常招集を実施した。</p> <p>該当事項なし</p> <p>該当事項なし</p> <p>該当事項なし</p>

事故の原因・動機	1 事故者の動機	[Redacted]
	2 施設側の欠陥	[Redacted] が認知していたものの、同係のみで処理され、監督者に報告がなされていなかった。
事故者に対する措置	1 懲罰	該当事項なし
	2 事件送致	該当事項なし
改善事項	1 改善した事項	(1) 所長指示を発出し、勤務職員に対して自殺事故の発生防止に万全を期すよう注意喚起した。 (2) 事故が発生した [Redacted] , 単独室における同種事案を未然防止する構造とした。 (3) 処遇首席が [Redacted] の留意事項について研修を実施し, [Redacted] でも形式的に流されることなく上司に報告するよう注意喚起した。
	2 改善すべき事項	該当事項なし
その他参考事項	1 収容人員等	本件事案発生時の収容人員は、929名であり、事故者を収容していた [Redacted] , 41名の刑事被告人を収容していた。
	2 裁判経過	[Redacted]

	<p>3 遺族感情</p>	<p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p>
	<p>4 マスコミ対応</p>	<p>平成28年9月7日午後5時20分、千葉県警本部社会部記者クラブ幹事社及び千葉県警本部民放記者クラブ幹事社宛てに本件に係る公表を実施し、12社（NHK、TBSテレビ、テレビ朝日、ちばテレビ、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、東京新聞、産経新聞、千葉日報、時事通信、共同通信）から問い合わせがあり、同日、2社（NHK千葉県のニュース及び速報ニュース）においてインターネット報道がなされ、翌8日、5社（読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、千葉日報、日刊スポーツ）において新聞報道がなされた。</p>